

結果の概要

I 少年鑑別所

1 収容状況

平成27年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は613人で、前年(683人)に比べ70人(10.2%(前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。))減少している。男女別では、男子が565人(構成比92.2%)、女子が48人(同7.8%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりであり、減少傾向にある。

平成18年を100とした指数で見ると、同27年は、総数(男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。)が52(男子54、女子が35)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成18年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
人員	総数	1,178	1,036	986	954	895	861	830	762	683	613
	男	1,041	918	882	853	800	775	750	689	621	565
	女	137	117	104	101	95	86	80	73	62	48
指数	総数	100	88	84	81	76	73	70	65	58	52
	男	100	88	85	82	77	74	72	66	60	54
	女	100	85	76	74	69	63	58	53	45	35

(注) 1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある(以下この結果の概要において同じ。)

2 少年鑑別所の統計表(以下記載を省略。)の1表(少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「15-00-01」。以下統計表番号のみ記載。)参照

2 新収容人員

平成27年における新収容人員は9,132人で、前年(10,194人)に比べ1,062人(10.4%)減少している。男女別では、男子が8,413人(構成比92.1%)、女子が719人(同7.9%)となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりであり、減少傾向にある。

平成18年を100とした指数で見ると、同27年は、総数が50(男子が53、女子が33)となっている。

第2表 新収容人員の推移

区分	平成18年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
人員	総数	18,171	15,800	15,098	14,565	13,639	13,189	12,547	11,491	10,194	9,132
	男	16,017	14,012	13,504	13,026	12,189	11,834	11,366	10,382	9,251	8,413
	女	2,154	1,788	1,594	1,539	1,450	1,355	1,181	1,109	943	719
指数	総数	100	87	83	80	75	73	69	63	56	50
	男	100	87	84	81	76	74	71	65	58	53
	女	100	83	74	71	67	63	55	51	44	33

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他(引致状等による入所)により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない(用語の解説参照)。

2 1表(15-00-01)参照

3 新収容者の年齢

平成27年における新収容者の人員は8,769人で、前年（9,775人）に比べ1,006人（10.3%）減少している。男女別では、男子が8,086人（構成比92.2%）、女子が683人（同7.8%）である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年（平成27年）の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では17歳が20.9%と最も高く、次いで19歳が19.3%、18歳が18.7%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は17歳の21.0%、19歳の19.5%に次いで、18歳が19.0%の順となっている。

女子は16歳の21.1%、17歳の20.6%に次いで、19歳が17.3%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区分	総数	年少少年			中間少年			年長少年					
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人員	総数	8,769	1,908	104	772	1,032	3,454	1,618	1,836	3,407	1,642	1,693	72
	男	8,086	1,736	89	695	952	3,169	1,474	1,695	3,181	1,540	1,575	66
	女	683	172	15	77	80	285	144	141	226	102	118	6
構成比	総数	100.0	21.8	1.2	8.8	11.8	39.4	18.5	20.9	38.9	18.7	19.3	0.8
	男	100.0	21.5	1.1	8.6	11.8	39.2	18.2	21.0	39.3	19.0	19.5	0.8
	女	100.0	25.2	2.2	11.3	11.7	41.7	21.1	20.6	33.1	14.9	17.3	0.9
前年の構成比	100.0	25.4	1.1	10.0	14.2	38.8	19.2	19.6	35.8	17.0	18.1	0.6	

(注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。

2 前年の構成比とは、前年（平成26年）の総数に対する構成比である（以下この結果の概要において同じ。）。

3 6表（15-00-06）参照

4 新収容者の非行名

平成27年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が81.2%、特別法犯が15.7%、ぐ犯が3.1%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗（31.6%）、傷害（20.9%）、道路交通法違反（10.1%）の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男女ともに窃盗（男子32.3%、女子24.0%）、傷害（男子21.2%、女子17.9%）が上位を占める点は共通しているが、第3位以降は男女で相違が見られる。男子は道路交通法違反（10.6%）、詐欺（5.7%）、女子はぐ犯（15.1%）、覚せい剤取締法違反（10.0%）の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非行名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	8,769	100.0 (100.0)	8,086	100.0	683	100.0
刑法犯	7,118	81.2 (82.7)	6,689	82.7	429	62.8
公務執行妨害	95	1.1 (0.7)	92	1.1	3	0.4
放火	44	0.5 (0.7)	35	0.4	9	1.3
住居侵入	178	2.0 (1.8)	172	2.1	6	0.9
強制わいせつ・強姦	332	3.8 (3.4)	327	4.0	5	0.7
殺人	39	0.4 (0.3)	32	0.4	7	1.0
傷害	1,835	20.9 (21.7)	1,713	21.2	122	17.9
過失運転致死傷	103	1.2 (1.1)	96	1.2	7	1.0
窃盗	2,774	31.6 (34.1)	2,610	32.3	164	24.0
強盗	266	3.0 (3.2)	253	3.1	13	1.9
詐欺	481	5.5 (4.9)	459	5.7	22	3.2
恐喝	376	4.3 (4.3)	346	4.3	30	4.4
暴力行為等処罰に関する法律	106	1.2 (1.5)	97	1.2	9	1.3
その他	489	5.6 (5.1)	457	5.7	32	4.7
特別法犯	1,379	15.7 (13.9)	1,228	15.2	151	22.1
覚せい剤取締法	103	1.2 (0.9)	35	0.4	68	10.0
道路交通法	882	10.1 (9.4)	855	10.6	27	4.0
毒物及び劇物取締法	7	0.1 (0.0)	6	0.1	1	0.1
その他	387	4.4 (3.5)	332	4.1	55	8.1
ぐ犯	272	3.1 (3.5)	169	2.1	103	15.1

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 ()内の数は、前年の構成比である。

3 7表(15-00-07)から9表(15-00-09)まで参照

5 新収容者の入所回数

平成27年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が68.2%、再入者が31.8%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人員	8,769	5,977	1,834	601	225	132
(構成比)	(100.0)	(68.2)	(20.9)	(6.9)	(2.6)	(1.5)
前年の構成比	100.0	68.9	20.2	6.9	2.5	1.5

(注) 12表(15-00-12)参照

6 新収容者の非行時の身上

平成27年における新収容者の非行時の身上は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが29.4%、該当なしが70.3%となっている。男女別では、該当ありの男子が30.2%、女子が19.8%、該当なしの男子が69.5%、女子が79.9%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（19.2%）、2号観察中（8.2%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総数	8,769	100.0	(100.0)	8,086	100.0	683	100.0
該当あり	2,575	29.4	(27.1)	2,440	30.2	135	19.8
1号観察中	1,691	19.3	(17.4)	1,602	19.8	89	13.0
2号観察中	723	8.2	(7.6)	695	8.6	28	4.1
試験観察中	26	0.3	(0.3)	25	0.3	1	0.1
補導委託 在宅	104	1.2	(1.3)	90	1.1	14	2.0
刑執行猶予中	3	0.0	(0.0)	3	0.0	-	-
施設在所中	28	0.3	(0.5)	25	0.3	3	0.4
該当なし	6,168	70.3	(72.6)	5,622	69.5	546	79.9
不詳	26	0.3	(0.3)	24	0.3	2	0.3

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 13表 (15-00-13) 参照

7 新収容者の居住状況

平成27年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が81.2%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が5.5%、知人宅が2.9%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子82.4%、女子67.5%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が14.9ポイント低くなっている。その一方で、アパート・下宿・間借り・寮が7.5%（男子5.4%）、同棲が5.6%（男子1.7%）、知人宅が5.6%（男子2.6%）とその割合が男子より高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総数	8,769	100.0	(100.0)	8,086	100.0	683	100.0
家族と居住	7,124	81.2	(82.4)	6,663	82.4	461	67.5
同棲	173	2.0	(1.9)	135	1.7	38	5.6
アパート・下宿・間借り・寮	485	5.5	(5.0)	434	5.4	51	7.5
住込み	65	0.7	(0.6)	62	0.8	3	0.4
作業員宿舎	34	0.4	(0.3)	33	0.4	1	0.1
知人宅	251	2.9	(2.5)	213	2.6	38	5.6
施設	151	1.7	(1.5)	129	1.6	22	3.2
不良者の居所	61	0.7	(0.6)	47	0.6	14	2.0
浮浪	147	1.7	(1.9)	128	1.6	19	2.8
旅館・ホテル	23	0.3	(0.3)	21	0.3	2	0.3
不詳	169	1.9	(2.2)	143	1.8	26	3.8
その他	38	0.4	(0.5)	34	0.4	4	0.6
不詳	48	0.5	(0.5)	44	0.5	4	0.6

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表 (15-00-17) 参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成27年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が37.0%、関係のない者が61.0%となっている。なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係の有無にかかわらず窃盗（あり30.7%、なし32.2%）、傷害（あり23.5%、なし19.5%）の順になっている点は、結果の概要4「新収容者の非行名」で指摘された傾向と大きく変わらない。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、暴力行為等処罰に関する法律違反（あり51.9%、なし47.2%）、道路交通法違反（あり59.2%、なし39.9%）においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り						な し	不詳	
			不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団				
総 数	100.0 [8,769]	37.0 [3,248]	9.4 [822]	21.5 [1,887]	5.1 [446]	1.1 [93]	61.0 [5,349]	2.0 [172]		
		(100.0)					(100.0)			
刑 法 犯	100.0	(78.8)	36.0	10.6	20.6	3.9	0.9	(82.5)	62.0	2.1
公 務 執 行 妨 害	100.0	(1.1)	36.8	6.3	21.1	9.5	-	(1.1)	61.1	2.1
放 火	100.0	(0.2)	15.9	4.5	9.1	0.0	2.3	(0.7)	84.1	-
住 居 侵 入	100.0	(1.6)	29.8	7.3	18.5	3.9	-	(2.3)	69.7	0.6
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	100.0	(0.7)	6.9	3.6	2.4	0.9	-	(5.8)	92.8	0.3
殺 人	100.0	(0.0)	2.6	-	0.0	-	2.6	(0.7)	97.4	-
傷 害	100.0	(23.5)	41.6	13.5	22.3	5.0	0.8	(19.5)	56.7	1.7
過 失 運 転 致 死 傷	100.0	(1.0)	30.1	5.8	18.4	3.9	1.9	(1.3)	69.9	0.0
窃 盗	100.0	(30.7)	35.9	11.2	21.7	2.5	0.6	(32.2)	62.1	1.9
強 盗	100.0	(3.7)	44.7	7.1	28.9	6.0	2.6	(2.6)	51.9	3.4
詐 欺	100.0	(4.6)	31.4	5.6	19.3	3.5	2.9	(5.6)	62.4	6.2
恐 喝	100.0	(5.0)	43.6	11.2	26.1	5.6	0.8	(3.9)	55.1	1.3
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(1.7)	51.9	20.8	15.1	16.0	-	(0.9)	47.2	0.9
そ の 他	100.0	(5.0)	33.1	9.8	18.4	4.1	0.8	(5.9)	64.2	2.7
特 別 法 犯	100.0	(19.3)	45.5	3.9	27.5	12.3	1.9	(13.6)	52.6	1.8
覚 せ い 剤 取 締 法	100.0	(1.0)	32.0	1.0	21.4	0.0	9.7	(1.3)	65.0	2.9
道 路 交 通 法	100.0	(16.1)	59.2	4.9	34.9	18.8	0.6	(6.6)	39.9	0.9
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	100.0	(0.1)	42.9	0.0	42.9	-	-	(0.1)	57.1	-
そ の 他	100.0	(2.2)	18.1	2.6	11.9	0.8	2.8	(5.7)	78.3	3.6
ぐ 犯	100.0	(1.8)	21.7	4.8	14.3	0.7	1.8	(4.0)	77.9	0.4
前 年 の 構 成 比	100.0		37.8	11.2	19.9	6.0	0.7		60.5	1.6

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 []内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。

3 21表(15-00-21)参照

9 新収容者の薬物等使用関係

平成27年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（第9表中の「あり」）は4.7%、使用していない者（同「なし」）は94.6%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は3.7%、女子は15.4%となっており、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻が1.4%、覚せい剤が0.6%、有機溶剤が0.3%となっているが、女子は覚せい剤が10.2%、大麻が1.9%、麻薬・あへん及び有機溶剤がいずれも0.4%となっており、覚せい剤が高率となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区分	人数	総数	構成比	前年構成比	男	男 構成比	女	女 構成比
総数	8,769		100.0	(100.0)	8,086	100.0	683	100.0
あり	408		4.7	(4.1)	303	3.7	105	15.4
麻薬・あへん	14		0.2	(0.1)	11	0.1	3	0.4
大麻	124		1.4	(0.7)	111	1.4	13	1.9
覚せい剤	120		1.4	(1.0)	50	0.6	70	10.2
有機溶剤	28		0.3	(0.2)	25	0.3	3	0.4
その他	122		1.4	(2.0)	106	1.3	16	2.3
なし	8,296		94.6	(95.2)	7,724	95.5	572	83.7
不詳	65		0.7	(0.7)	59	0.7	6	0.9

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表 (15-00-21) 参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成27年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が49.3%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が35.7%となっている。また、審判決定等の構成比を総数で見ると、保護観察が41.4%と最も高く、次いで少年院送致が31.3%、試験観察が12.0%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が85.9%と最も高く、次いで検察官送致が65.5%、少年院送致が61.6%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

鑑別判定		審判決定等	総数	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	その他
				保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致						
人員	総数		8,769	3,633	175	2,747	50	159	91	861	1,052	1
	保護不要		31	24	-	-	-	-	3	2	2	-
	在宅保護	{ 保護観察	3,128	2,686	4	36	4	1	22	69	306	-
		{ その他	45	10	1	2	17	-	-	2	13	-
	少年院送致		4,324	836	21	2,664	5	21	26	73	677	1
	児童自立支援施設・児童養護施設送致		270	33	144	17	24	-	1	2	49	-
	保護不適	{ 検察官送致	84	5	-	11	-	55	11	2	-	-
		{ その他	4	1	1	-	-	-	2	-	-	-
	保判定未了		194	28	-	6	-	21	12	125	2	-
	その他		632	7	-	5	-	28	10	579	3	-
構成比			57	3	4	6	-	33	4	7	-	
総数		(100.0)	100.0	41.4	2.0	31.3	0.6	1.8	1.0	9.8	12.0	0.0
保護不要		(0.4)	100.0	77.4	-	-	-	-	9.7	6.5	6.5	-
在宅保護	{ 保護観察	(35.7)	100.0	85.9	0.1	1.2	0.1	0.0	0.7	2.2	9.8	-
	{ その他	(0.5)	100.0	22.2	2.2	4.4	37.8	-	-	4.4	28.9	-
少年院送致		(49.3)	100.0	19.3	0.5	61.6	0.1	0.5	0.6	1.7	15.7	0.0
児童自立支援施設・児童養護施設送致		(3.1)	100.0	12.2	53.3	6.3	8.9	-	0.4	0.7	18.1	-
保護不適	{ 検察官送致	(1.0)	100.0	6.0	-	13.1	-	65.5	13.1	2.4	-	-
	{ その他	(0.0)	100.0	25.0	25.0	-	-	-	50.0	-	-	-
保判定未了		(2.2)	100.0	14.4	-	3.1	-	10.8	6.2	64.4	1.0	-
その他		(7.2)	100.0	1.1	-	0.8	-	4.4	1.6	91.6	0.5	-
		(0.7)	100.0	5.3	7.0	10.5	-	57.9	7.0	12.3	-	-

(注) 1 ()内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 28表(15-00-28)参照

11 鑑別の受付人員及び終了人員

平成27年1月から5月までの期間については、鑑別の受付人員は9,610人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の90.3%に当たる8,675人であった。

次に、平成27年6月から12月までの期間については、鑑別の受付人員は12,114人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の92.3%に当たる11,185人であった。

なお、最近5年間の鑑別の受付人員及び終了人員の構成比は、第11-1表、第11-2表、第12-1表及び第12-2表のとおりである。

第11-1表 鑑別の受付人員の構成比（平成27年5月まで）

区分	総数	家庭裁判所関係				法務省関係				一般
		自所収容者	在宅者	その他	関係	検察	矯正	保護		
平成23年	100.0	26.8	26.3	0.4	0.0	20.3	0.0	8.6	11.7	53.0
24	100.0	25.9	25.3	0.5	0.0	18.8	0.0	7.7	11.1	55.3
25	100.0	25.0	24.2	0.8	0.0	18.6	0.0	7.5	11.1	56.4
26	100.0	22.3	21.6	0.8	0.0	17.7	0.0	7.5	10.2	59.9
27	100.0	38.0	36.3	1.7	0.0	33.2	0.1	12.9	20.2	28.8
	(9,610)	(3,655)	(3,489)	(164)	(2)	(3,191)	(14)	(1,240)	(1,937)	(2,764)

(注) 1 () 内の数は実人員である。

2 3-1表 (15-00-03-1) 参照

第11-2表 鑑別の受付人員の構成比（平成27年6月から）

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別	
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等			
平成27年	100.0	53.3	51.4	1.9	0.0	32.2	8.8	23.3	0.1	14.5
	(12,114)	(6,457)	(6,221)	(236)	(-)	(3,906)	(1,072)	(2,824)	(10)	(1,751)

(注) 1 () 内の数は実人員である。

2 3-2表 (15-00-03-2) 参照

第12-1表 鑑別の終了人員の構成比（平成27年5月まで）

区分	総数	家庭裁判所関係	家庭裁判所関係			法務省関係				一般
			自所収容者	在宅者	その他	関係	検察	矯正	保護	
平成23年	100.0	27.9	27.4	0.5	0.0	21.4	0.0	9.3	12.1	50.7
24	100.0	24.3	23.8	0.5	0.0	21.0	0.0	8.8	12.1	54.7
25	100.0	23.6	23.1	0.5	0.0	19.4	0.0	7.9	11.5	57.0
26	100.0	19.6	18.8	0.8	0.0	18.5	0.0	7.8	10.6	61.9
27	100.0	36.0	34.2	1.9	0.0	36.6	0.2	14.2	22.2	27.4
	(8,675)	(3,127)	(2,964)	(161)	(2)	(3,173)	(14)	(1,234)	(1,925)	(2,375)

(注) 1 () 内の数は実人員である。

2 3-1表 (15-00-03-1) 参照

第12-2表 鑑別の終了人員の構成比（平成27年6月から）

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等		
平成27年	100.0	49.2	2.1	-	35.2	9.4	25.7	0.1	15.7
	(11,185)	(5,500)	(234)	(-)	(3,933)	(1,048)	(2,875)	(10)	(1,752)

(注) 1 () 内の数は実人員である。

2 3-2表 (15-00-03-2) 参照

12 退所者の退所事由別人員

平成27年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は9,144人で、前年（10,243人）に比べ1,099人（10.7%）減少している。これを男女別に見ると、男子が8,421人（構成比92.1%）、女子が723人（同7.9%）となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が3,633人と最も多く、次いで少年院送致が2,747人、試験観察が1,052人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区分	総数	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	鑑別のための少年鑑別所への収容の終了	仮収容の終了	その他
		保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致								
人員	9,144	3,633	175	2,747	50	159	91	861	1,052	17	16	343
男	8,421	3,357	149	2,541	44	150	78	815	951	16	13	307
女	723	276	26	206	6	9	13	46	101	1	3	36
(構成比)	(100.0)	(39.7)	(1.9)	(30.0)	(0.5)	(1.7)	(1.0)	(9.4)	(11.5)	(0.2)	(0.2)	(3.8)
前年の構成比	100.0	41.2	2.1	28.0	0.5	1.6	1.1	9.8	11.3	-	-	4.6

(注) 1 1表 (15-00-01) 参照

2 「鑑別のための少年鑑別所への収容の終了」及び「仮収容の終了」については、平成27年6月から集計対象としているため、平成27年については同年6月から12月までの数である。

Ⅱ 少年院

1 収容状況

平成27年における全国の少年院の1日平均収容人員は2,633人で、前年(2,803人)に比べ170人(6.1%)減少している。男女別では、男子が2,411人(構成比91.6%)、女子が221人(同8.4%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成18年を100とした指数で見ると、同27年は総数が66(男子68、女子47)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区 分	平成18年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
人員	総数	4,017	3,716	3,474	3,579	3,410	3,191	3,211	3,054	2,803	2,633
	男	3,548	3,309	3,083	3,183	3,056	2,866	2,906	2,769	2,543	2,411
	女	469	407	391	396	354	326	305	286	260	221
指数	総数	100	93	86	89	85	79	80	76	70	66
	男	100	93	87	90	86	81	82	78	72	68
	女	100	87	83	84	75	70	65	61	55	47

(注) 少年院の統計表(以下記載を省略。)の1表(15-00-01)参照

2 新収容者の人員

平成27年における新収容者の人員は2,743人で、前年(2,872人)に比べ129人(4.5%)減少している。男女別では、男子が2,538人(構成比92.5%)、女子が205人(同7.5%)となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成18年を100とした指数で見ると、同27年は、総数が61(男子が64、女子が42)となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区 分	平成18年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
人員	総数	4,482	4,074	3,971	3,962	3,619	3,486	3,498	3,193	2,872	2,743
	男	3,996	3,665	3,583	3,544	3,285	3,157	3,206	2,915	2,653	2,538
	女	486	409	388	418	334	329	292	278	219	205
指数	総数	100	91	89	88	81	78	78	71	64	61
	男	100	92	90	89	82	79	80	73	66	64
	女	100	84	80	86	69	68	60	57	45	42

(注) 1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう(用語の解説参照)。

2 4表(15-00-04)参照

3 新収容者の年齢

平成27年における新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）は、第3表のとおりである。新収容者総数（2,743人）について年齢別構成比を見ると、18歳が23.0%と最も高く、次いで17歳が21.8%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は18歳（23.4%）、17歳（21.8%）、19歳（21.1%）の順であるが、女子は17歳（22.4%）に次いで16歳（22.0%）、19歳（19.5%）となっている。

次に、矯正教育課程ごとに男女の年齢別構成比を見ると、SE・SA対象者では男女ともに中間少年（男子46.8%、女子43.5%）が最も高く、SE・SA対象者以外では、男子は年長少年（46.7%）、女子は中間少年（44.5%）が上位を占めている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）

区分	総数	年少少年			中間少年			年長少年				20歳以上		
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上					
人員	総数	2,743	450	10	128	312	1,088	489	599	1,205	630	575	-	
	男	2,538	411	10	118	283	997	444	553	1,130	595	535	-	
	女	205	39	-	10	29	91	45	46	75	35	40	-	
構成比	総数	100.0	16.4	0.4	4.7	11.4	39.7	17.8	21.8	43.9	23.0	21.0	-	
	男	100.0	16.2	0.4	4.6	11.2	39.3	17.5	21.8	44.5	23.4	21.1	-	
	女	100.0	19.0	-	4.9	14.1	44.4	22.0	22.4	36.6	17.1	19.5	-	
	前年の構成比	100.0	17.1	0.3	6.0	10.8	40.9	19.7	21.2	42.1	21.0	21.1	0.0	
	矯正教育課程													
	SE・SA対象者	{男	100.0	16.8	-	4.1	12.8	46.8	20.0	26.8	36.4	20.1	16.3	-
		{女	100.0	26.1	-	4.3	21.7	43.5	17.4	26.1	30.4	13.0	17.4	-
SE・SA対象者以外	{男	100.0	16.0	0.5	4.8	10.7	37.3	16.8	20.4	46.7	24.3	22.4	-	
	{女	100.0	18.1	-	4.9	13.2	44.5	22.5	22.0	37.4	17.6	19.8	-	

- (注) 1 SE・SA対象者とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者である。ただし、平成27年5月以前においては、一般短期処遇又は特修短期処遇の対象者である（用語の解説参照。以下この結果の概要において同じ。）。
- 2 SE・SA対象者以外とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）及び短期社会適応課程（SA）以外の対象者である。ただし、平成27年5月以前においては、長期処遇の対象者である（用語の解説参照。以下この結果の概要において同じ。）。
- 3 20表（15-00-20）参照

4 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程等

平成27年1月から5月までの期間における新収容者の少年院の種類及び処遇区分別人員・構成比は、第4-1表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、中等が80.4%と最も高く、次いで初等が15.2%、医療が2.8%、特別が1.6%となっている。

処遇区分別構成比を見ると、長期処遇が79.1%と最も高く、次いで一般短期処遇が20.4%、特修短期処遇が0.5%となっている。

次に、平成27年6月から12月までの期間における新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比は、第4-2表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、第1種が95.5%と最も高く、次いで第3種が2.6%、第2種が2.0%となっている。

矯正教育課程別構成比では、SE・SA対象者以外が79.6%を占めており、SE・SA対象者は20.4%である。

第4-1表 新収容者の少年院の種類及び処遇区分別人員・構成比（平成27年1月から5月まで）

処遇区分	種類					
	総数	初等	中等	特別	医療	
総数	952	145	765	15	27	
	(100.0)	(15.2)	(80.4)	(1.6)	(2.8)	
一般短期処遇	194	29	165	-	-	
特修短期処遇	5	-	5	-	-	
長期処遇	753	116	595	15	27	
前年の構成比	100.0	14.9	81.6	1.5	1.9	

(注) 1 () 内の数は、平成27年1月から5月までの新収容者総数(952名)に対する構成比である。

2 7-1表(15-00-7-1)参照

第4-2表 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比（平成27年6月から12月まで）

矯正教育課程	種類				
	総数	第1種	第2種	第3種	
総数	1,791	1,710	35	46	
	(100.0)	(95.5)	(2.0)	(2.6)	
SE・SA対象者	365	365	-	-	
SE・SA対象者以外	1,426	1,345	35	46	

(注) 1 () 内の数は、平成27年6月から12月までの新収容者総数(1,791名)に対する構成比である。

2 7-2表(15-00-7-2)参照

5 新収容者の非行名

平成27年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が85.0%、特別法犯が12.0%、ぐ犯が3.0%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗(32.2%)、傷害(20.0%)、詐欺(9.1%)、道路交通法違反(6.9%)となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗(33.5%)、傷害(19.9%)、詐欺(9.5%)、道路交通法違反(7.2%)、女子は覚せい剤取締法違反(26.3%)、傷害(21.5%)、窃盗(15.6%)、ぐ犯(13.2%)となっている。

なお、男女別構成比の相違点としては、男子で上位にある道路交通法違反は女子においては2.0%であり、女子の構成比の中では中位にある一方で、女子において上位にある覚せい剤取締法違反が男子においては0.6%と低く、男子の構成比の中では下位にあることなどが挙げられる。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	2,743	100.0 (100.0)	2,538	100.0	205	100.0
刑 法 犯	2,332	85.0 (86.8)	2,219	87.4	113	55.1
公務執行妨害	10	0.4 (0.7)	9	0.4	1	0.5
放火	20	0.7 (1.0)	16	0.6	4	2.0
住居侵入	24	0.9 (0.8)	23	0.9	1	0.5
強制わいせつ・強姦	129	4.7 (5.3)	127	5.0	2	1.0
殺人	20	0.7 (0.5)	17	0.7	3	1.5
傷害	549	20.0 (20.5)	505	19.9	44	21.5
過失運転致死傷	60	2.2 (1.7)	58	2.3	2	1.0
窃盗	883	32.2 (33.3)	851	33.5	32	15.6
強盗	149	5.4 (5.8)	145	5.7	4	2.0
詐欺	250	9.1 (7.7)	242	9.5	8	3.9
恐喝	122	4.4 (5.4)	116	4.6	6	2.9
暴力行為等処罰に関する法律	20	0.7 (1.0)	19	0.7	1	0.5
その他の	96	3.5 (3.1)	91	3.6	5	2.4
特 別 法 犯	329	12.0 (9.7)	264	10.4	65	31.7
覚せい剤取締法	70	2.6 (1.5)	16	0.6	54	26.3
道路交通法	188	6.9 (6.2)	184	7.2	4	2.0
毒物及び劇物取締法	2	0.1 (0.0)	2	0.1	-	-
その他の	69	2.5 (2.0)	62	2.4	7	3.4
ぐ 犯	82	3.0 (3.4)	55	2.2	27	13.2

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 4表 (15-00-04) 参照

6 新収容者の入院回数

平成27年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者（今回の入院を含めて入院2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が83.2%、再入者が16.8%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人 員	2,743	2,283	406	50	4
(構 成 比)	(100.0)	(83.2)	(14.8)	(1.8)	(0.1)
前年の構成比	100.0	82.5	14.5	2.9	0.1

(注) 21表 (15-00-21) 参照。なお、同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているの、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者の薬物等使用関係

平成27年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）8.6%、使用していない者（同「なし」）91.1%となっている。さらに、使用していた者（8.6%）について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に覚せい剤（3.2%）、大麻（2.2%）、有機溶剤（0.5%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が6.3%であるのに対し、女子が37.1%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比については、男子は大麻（2.0%）、覚せい剤（1.2%）、有機溶剤（0.5%）となっており、いずれも1%前後であるのに対し、女子は覚せい剤が最も高く（27.8%）、次いで大麻（4.4%）、麻薬・あへん及び有機溶剤（いずれも0.5%）の順となっており、男子に比べ女子は覚せい剤が高率となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比		女	構成比	
総	数	2,743	100.0	(100.0)	2,538	100.0		205	100.0	
あ	り	236	8.6	(8.0)	160	6.3		76	37.1	
	麻薬・あへん	4	0.1	(0.2)	3	0.1		1	0.5	
	大麻	60	2.2	(1.4)	51	2.0		9	4.4	
	覚せい剤	87	3.2	(2.1)	30	1.2		57	27.8	
	有機溶剤	14	0.5	(0.6)	13	0.5		1	0.5	
	その他	71	2.6	(3.8)	63	2.5		8	3.9	
な	し	2,500	91.1	(91.7)	2,372	93.5		128	62.4	
不	詳	7	0.3	(0.2)	6	0.2		1	0.5	

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 10表 (15-00-10) 参照

8 新収容者の共犯関係

平成27年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者52.2%、共犯関係がない者44.8%となっている。また、共犯関係がある者（52.2%）の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間（35.3%）、不良集団（8.2%）、学校仲間（2.8%）となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が53.3%、女子が37.6%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間（男子36.2%、女子24.4%）が最も高く、次いで男子が不良集団（8.7%）、学校仲間（2.7%）、女子は学校仲間（3.4%）、親族（2.9%）、不良集団（2.0%）の順となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総数	2,743	100.0	(100.0)	2,538	100.0	205	100.0
あり	1,431	52.2	(52.8)	1,354	53.3	77	37.6
学校仲間	76	2.8	(3.2)	69	2.7	7	3.4
遊び仲間	969	35.3	(35.2)	919	36.2	50	24.4
職場仲間	46	1.7	(1.8)	45	1.8	1	0.5
施設仲間	16	0.6	(0.3)	16	0.6	-	-
親族	20	0.7	(0.8)	14	0.6	6	2.9
行きずり	9	0.3	(0.3)	8	0.3	1	0.5
不良集団	225	8.2	(8.4)	221	8.7	4	2.0
その他	70	2.6	(2.8)	62	2.4	8	3.9
なし	1,229	44.8	(45.4)	1,105	43.5	124	60.5
不詳	83	3.0	(1.8)	79	3.1	4	2.0

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 17表(15-00-17)参照

9 新収容者の非行時の身上

平成27年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者55.2%、該当のない者44.8%となっている。また、該当のある者(55.2%)について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が36.6%と最も高く、次いで2号観察中が14.4%、試験観察中が3.6%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は総数同様、該当のある者(56.7%)が該当のない者(43.3%)を上回っているが、女子は該当のない者(63.9%)が該当のある者(36.1%)を上回っている。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比	
総数	2,743	100.0	(100.0)	2,538	100.0	205	100.0	
該当あり	1,514	55.2	(55.7)	1,440	56.7	74	36.1	
1号観察中	1,004	36.6	(36.6)	960	37.8	44	21.5	
2号観察中	396	14.4	(13.8)	378	14.9	18	8.8	
試験観察中	補導委託	20	0.7	(0.6)	19	0.7	1	0.5
		在宅	79	2.9	(4.0)	69	2.7	10
刑執行猶予中	2	0.1	(0.0)	2	0.1	-	-	
施設在所中	13	0.5	(0.7)	12	0.5	1	0.5	
該当なし	1,229	44.8	(44.3)	1,098	43.3	131	63.9	
不詳	-	-	(-)	-	-	-	-	

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 12-1表(15-00-12-1)参照

10 新収容者の非行時の職業

平成27年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の40.3%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が30.7%、学生・生徒が28.9%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設採掘が24.1%で最も高く、次いで生産工程が5.0%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その 他の 職業	無職者		不詳
				調理 関係	接客 関係	その他							学生 ・生徒	その他	
総 数 (構 成 比)	2743 (100.0)	5 (0.2)	21 (0.8)	22 (0.8)	102 (3.7)	40 (1.5)	14 (0.5)	14 (0.5)	136 (5.0)	661 (24.1)	41 (1.5)	49 (1.8)	794 (28.9)	841 (30.7)	3 (0.1)
前年の構成比	100.0	0.2	0.5	0.9	3.7	1.3	0.4	0.9	9.9	18.8	0.4	1.9	29.1	32.0	-

(注) 26-1表 (15-00-26-1) 及び26-2表 (15-00-26-2) 参照

11 新収容者の教育程度

平成27年における新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、昨年同様高等学校中退が最も高く36.7%、次いで中学校卒業が27.2%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は11.8%、高等学校在学中の者の占める割合は17.8%となっている。

次に、矯正教育課程ごとに教育程度別の構成比を見ると、最終学歴が中学校である者の割合は、SE・SA対象者以外の者がSE・SA対象者より高く(SE・SA対象者35.3%、SE・SA対象者以外40.2%)、最終学歴が高等学校である者の割合はSE・SA対象者がSE・SA対象者以外の者より高くなっている(SE・SA対象者63.3%、SE・SA対象者以外58.1%)。

第11表 新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比

教育程度 矯正教育課程	総数	中学校					高等 学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳			
総数	100.0 (2,743)	39.2 (1,076)	11.8 (323)	27.2 (747)	0.2 (6)	- (-)	59.2 (1,624)	17.8 (489)	36.7 (1,006)	4.7 (129)	- (-)	1.6 (43)
男	100.0	39.8	11.7	27.8	0.2	-	58.7	17.5	36.4	4.8	-	1.6
女	100.0	32.7	12.2	20.5	-	-	65.9	22.4	40.0	3.4	-	1.5
前年の構成比	100.0	40.8	12.9	27.9	0.1	-	58.3	17.6	35.6	5.0	0.0	0.9
SE・SA対象者	100.0	35.3	12.1	23.2	-	-	63.3	21.3	37.1	5.0	-	1.4
SE・SA対象者以外	100.0	40.2	11.7	28.3	0.3	-	58.1	16.9	36.6	4.6	-	1.6

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 24-1表 (15-00-24-1) 及び24-2表 (15-00-24-2) 参照

12 新収容者の不良集団関係

平成27年における新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者44.6%、関係のない者53.8%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が28.0%と最も高く、次いで不良生徒・学生集団が7.6%、暴走族が6.9%となっている。

次に、矯正教育課程別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、SE・SA対象者が55.0%、SE・SA対象者以外が41.9%となっている。

なお、保護者別の実数については、実父母837人、実父291人、実母1,167人、実父義母61人、義父実母281人、養父（母）17人、その他78人、なし11人となっている。

第12表 新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比

矯正教育課程・保護者		不良集団						なし	不詳
		総数	あり	不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団		
矯正 教育 課程	総 数	100.0 (2,743)	44.6 (1,224)	7.6 (208)	28.0 (769)	6.9 (189)	2.1 (58)	53.8 (1,477)	1.5 (42)
	SE・SA対象者	100.0	55.0	12.4	31.6	10.8	0.2	44.3	0.7
	SE・SA対象者以外	100.0	41.9	6.3	27.1	5.9	2.6	56.3	1.7
前年の構成比		100.0	43.5	8.6	26.4	7.3	1.2	55.0	1.5
保 護 者	実 父 母	100.0	41.2	7.8	24.1	8.0	1.3	57.2	1.6
	実 父	100.0	40.2	5.8	25.8	6.5	2.1	58.4	1.4
	実 母	100.0	49.4	8.5	31.6	6.9	2.5	48.8	1.7
	実 父 義 母	100.0	34.4	4.9	27.9	1.6	-	65.6	-
	義 父 実 母	100.0	45.9	6.0	28.8	7.5	3.6	53.0	1.1
	養 父 (母)	100.0	47.1	17.6	29.4	-	-	52.9	-
	そ の 他	100.0	30.8	3.8	24.4	1.3	1.3	67.9	1.3
	な し 不 詳	100.0 ...	27.3 ...	9.1 ...	9.1 ...	- ...	9.1 ...	63.6 ...	9.1 ...

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 27-1表(15-00-27-1)、27-2表(15-00-27-2)及び31表(15-00-31)参照

3 平成27年は保護者不詳の該当がなかった。

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成27年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者78.1%、ない者21.9%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が50.7%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が31.4%、少年院送致が14.2%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は93.5%に当たる2,004人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が23.2%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が19.0%、1月を超え3月以内が16.2%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区分	総数	あり	保護処分				知事・児童相談所 長送致	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	刑の執 行・執 行猶予 等	なし	不詳	
			保 護 観 察	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致	少年院 送 致								
人員	総数	2,743	2,143	1,087	43	305	16	14	673	5	600	-	
	男	2,538	2,033	1,031	38	289	15	14	642	4	505	-	
	女	205	110	56	5	16	1	-	31	1	95	-	
構成比	総数	100.0	78.1	39.6	1.6	11.1	0.6	0.5	24.5	0.2	21.9	-	
	男	100.0	80.1	40.6	1.5	11.4	0.6	0.6	25.3	0.2	19.9	-	
	女	100.0	53.7	27.3	2.4	7.8	0.5	-	15.1	0.5	46.3	-	
前年の構成比	100.0	75.5	38.3	1.5	11.9	0.5	0.4	22.8	0.1	24.5	-		
処分あり	<100.0>	2,143	1,087	43	305	16	14	673	5				
		(100.0)	(50.7)	(2.0)	(14.2)	(0.7)	(0.7)	(31.4)	(0.2)				
前回処分後の非行	<93.5>	[100.0]	2,004	1,016	43	297	14	11	619	4			
1月以内	[7.9]		158	94	2	8	1	1	52	-			
3月以内	[16.2]		325	186	5	43	2	6	82	1			
6月以内	[19.0]		380	206	7	66	1	3	97	-			
1年以内	[23.2]		465	231	10	81	4	1	137	1			
1年6月以内	[12.9]		258	111	4	45	2	-	94	2			
2年以内	[7.7]		155	66	3	21	3	-	62	-			
2年を超える	[13.1]		263	122	12	33	1	-	95	-			
前回処分前の非行	<6.5>		139	71	-	8	2	3	54	1			
施設在所中の非行	<0.0>		-	-	-	-	-	-	-	-			
不詳	<0.0>		-	-	-	-	-	-	-	-			

(注) 1 ()内の数は、前回処分ありの者について前回処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 14表(15-00-14)参照

14 新収容者の非行名別矯正教育課程等

平成27年1月から5月までの期間における新収容者の非行名別処遇課程等の人員は、第14-1表のとおりである。処遇課程等別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、長期処遇の職業能力開発課程（V）が489人、一般短期処遇（S）が194人、長期処遇の生活訓練課程（G）が96人となっている。

さらに、これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、長期処遇の職業能力開発課程は窃盗（171人）、傷害（90人）、詐欺（50人）、一般短期処遇は窃盗（61人）、傷害（47人）、道路交通法違反（22人）、長期処遇の生活訓練課程は窃盗（27人）、傷害（24人）、強盗（13人）の順となっている。

次に、平成27年6月から12月までの期間における新収容者の非行名別矯正教育課程の人員は、第14-2表のとおりである。矯正教育課程別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、社会適応課程（A）が965人、短期義務教育課程及び短期社会適応課程（S）が365人、支援教育課程（N）が310人となっている。

これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、社会適応課程は窃盗（286人）、傷害（166人）、詐欺（119人）、短期義務教育課程及び短期社会適応課程は窃盗（117人）、傷害（87人）、道路交通法違反（55人）、支援教育課程は窃盗（116人）、傷害（58人）、強制わいせつ・強姦（23人）の順となっている。

第14-1表 新収容者の非行名別処遇課程等の人員（平成27年1月から5月まで）

非 行 名	総数	短期処遇		長期処遇								
		S	O	G	V	E	H	P	M			
総 数	952 (100.0)	199 (20.9)	194 (20.4)	5 (0.5)	753 (79.1)	96 (10.1)	489 (51.4)	64 (6.7)	77 (8.1)	10 (1.1)	17 (1.8)	
刑 法 犯 罪	820	167	164	3	653	84	420	60	68	8	13	
公務執行妨害	5	-	-	-	5	1	3	1	-	-	-	
放火	11	1	1	-	10	1	3	1	4	-	1	
住居侵入	12	2	2	-	10	2	3	-	3	2	-	
強制わいせつ・強姦	33	2	2	-	31	1	16	3	10	1	-	
殺害	11	-	-	-	11	1	-	-	5	-	5	
傷害	203	48	47	1	155	24	90	25	13	1	2	
過失運転致死傷	14	2	1	1	12	-	12	-	-	-	-	
窃盗	310	61	61	-	249	27	171	22	23	3	3	
強盗	65	14	14	-	51	13	33	1	3	1	-	
詐欺	79	17	16	1	62	8	50	1	2	-	1	
恐喝	39	9	9	-	30	3	22	5	-	-	-	
暴力行為等処罰に関する法律	7	2	2	-	5	-	4	-	1	-	-	
その他	31	9	9	-	22	3	13	1	4	-	1	
特 別 法 犯 罪	109	32	30	2	77	11	57	2	3	2	2	
覚せい剤取締法	27	3	3	-	24	5	15	-	1	2	1	
道路交通法	61	24	22	2	37	2	32	1	1	-	1	
毒物及び劇物取締法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	21	5	5	-	16	4	10	1	1	-	-	
ぐ 犯	23	-	-	-	23	1	12	2	6	-	2	

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照

3 ()内の数は、新収容者総数に対する処遇課程等ごとの構成比である。

4 12-2表 (15-00-12-2)参照

第14-2表 新収容者の非行名別矯正教育課程の人員（平成27年6月から12月まで）

非行名	総数	S	S以外				
			E	A	N	D	
総数	1,791 (100.0)	365 (20.4)	1,426 (79.6)	105 (5.9)	965 (53.9)	310 (17.3)	46 (2.6)
刑法犯	1,512	297	1,215	96	828	265	26
公務執行妨害	5	-	5	-	4	1	-
放火	9	1	8	-	5	2	1
住居侵入	12	-	12	-	5	6	1
強制わいせつ・強姦	96	12	84	10	49	23	2
殺害	9	-	9	1	5	1	2
傷害	346	87	259	30	166	58	5
過失運転致死傷	46	10	36	-	32	4	-
窃盗	573	117	456	43	286	116	11
強盗	84	9	75	2	62	10	1
詐欺	171	29	142	1	119	20	2
恐喝	83	16	67	5	54	8	-
暴力行為等処罰に関する法律	13	2	11	-	7	4	-
その他	65	14	51	4	34	12	1
特別法犯	220	63	157	3	117	26	11
覚せい剤取締法	43	-	43	-	35	4	4
道路交通法	127	55	72	2	54	12	4
毒物及び劇物取締法	2	1	1	-	1	-	-
その他	48	7	41	1	27	10	3
ぐ	59	5	54	6	20	19	9

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷、強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照

3 ()内の数は、新収容者総数に対する矯正教育課程ごとの構成比である。

4 12-2表 (15-00-12-2)参照

15 新収容者の矯正教育課程等別前回処遇課程等

平成27年1月から5月までの期間における新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等の人員は、第15-1表のとおりである。再入者（前回処遇課程等のある者）173人（本期間の新収容者に対する構成比18.2%）について前回と今回の処遇課程等を見ると、前回処遇課程等で最も多い職業能力開発課程（V）の者（83人）の今回の処遇課程等は生活訓練課程（G）が48人と最も多く、次いで職業能力開発課程（V）が32人となっている。次に多い一般短期処遇（S）の者（49人）の今回処遇課程等は、職業能力開発課程（V）が39人と最多で、次いで生活訓練課程（G）が8人となっており、前年と同様の傾向にある。

次に平成27年6月から12月までの期間における新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員は、第15-2表のとおりである。再入者287人（本期間の新収容者に対する構成比16.0%）について、前回の処遇課程等と今回の矯正教育課程を見ると、前回処遇課程等で最も多い職業能力開発課程（V）の者（120人）の今回の矯正教育課程は社会適応課程（A）の113人が最多である。次に多い一般短期処遇（S）の者（62人）の今回矯正教育課程についても社会適応課程（A）の56人が最多となっている。

第15-1表 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等の人員（平成27年1月から5月まで）

前回処遇課程等 今回処遇課程等	総数	あり	短期処遇		長期処遇								なし
			S	O	G	V	E	H	P	M			
総数	952	173 (100.0)	49 (28.3)	49 (28.3)	- (0.0)	124 (71.7)	5 (2.9)	83 (48.0)	22 (12.7)	13 (7.5)	- (0.0)	1 (0.6)	779
短期処遇	199	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	199
S	194	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	194
O	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
長期処遇	753	173	49	49	-	124	5	83	22	13	-	1	580
G	96	64	8	8	-	56	3	48	4	1	-	-	32
V	489	96	39	39	-	57	1	32	18	6	-	-	393
E	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64
H	77	10	2	2	-	8	-	2	-	6	-	-	67
P	10	2	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	8
M	17	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	16

- (注) 1 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照
 2 ()内の数は、再入者（前回処遇課程等のある者）に対する処遇課程等ごとの構成比である。
 3 30-1表（15-00-30-1）及び30-2表（15-00-30-2）参照

第15-2表 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員（平成27年6月から12月まで）

前回処遇課程等 今回矯正教育課程	総数	あり	短期処遇		長期処遇								その他	なし
			S	O	G	V	E	H	P	M				
総数	1,791	287 (100.0)	64 (22.3)	62 (21.6)	2 (0.7)	212 (73.9)	11 (3.8)	120 (41.8)	52 (18.1)	26 (9.1)	1 (0.3)	2 (0.7)	11 (3.8)	1,504
S以外	1,426	286	64	62	2	212	11	120	52	26	1	2	10	1,140
S	365	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	364
E	105	2	-	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-	103
A	965	247	57	56	1	182	11	113	50	7	1	-	8	718
N	310	33	6	6	-	26	-	7	-	18	-	1	1	277
D	46	4	1	-	1	2	-	-	1	-	-	1	1	42

- (注) 1 処遇課程等及び矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」及び「少年院の矯正教育課程区分表」参照
 2 ()内の数は、再入者（前回処遇課程等のある者）に対する処遇課程等ごとの構成比である。
 3 「その他」は平成27年6月以降に前回少年院を出院した者である。
 4 30-1表（15-00-30-1）及び30-2表（15-00-30-2）参照

16 出院者の人員

平成27年における出院者の人員は2,879人で、前年に比べ247人(7.9%)減少している。これを男女別に見ると、男子が2,646人(構成比91.9%)、女子が233人(同8.1%)となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が8人(構成比0.3%)、仮退院が2,871人(同99.7%)となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区 分	平成18年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
人員	総数	4,799	4,405	4,033	3,892	3,912	3,625	3,440	3,437	3,126	2,879
	男	4,249	3,938	3,626	3,492	3,491	3,289	3,142	3,124	2,856	2,646
	女	550	467	407	400	421	336	298	313	270	233
人員	退院	88	61	39	23	29	24	19	9	4	8
	仮退院	4,711	4,344	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	1.8	1.4	1.0	0.6	0.7	0.7	0.6	0.3	0.1	0.3
	仮退院	98.2	98.6	99.0	99.4	99.3	99.3	99.4	99.7	99.9	99.7

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう(用語の解説参照)。

2 1表(15-00-01)参照

17 仮退院者の在院期間

平成27年における仮退院者のうち、SE・SA対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、141～161日が47.5%と最も高く、次いで120～140日が31.4%、162～182日が15.8%の順となっている。

SE・SA対象者のうち、平成27年1月から5月の間に出院した者で特修短期処遇の対象者であった者は、57～77日及び78～98日がいずれも45.5%であり、99～119日が9.1%である。

第17表 仮退院者(SE・SA対象者)の在院期間別人員及び構成比

区分	在院期間	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上
人員	人員	631	-	5	9	3	198	300	100	16
	<特修短期処遇人員>	<11>	<->	<5>	<5>	<1>	<->	<->	<->	<->
構成比	構成比	100.0	-	0.8	1.4	0.5	31.4	47.5	15.8	2.5
	<特修短期処遇構成比>	<100.0>	<->	<45.5>	<45.5>	<9.1>	<->	<->	<->	<->
		<100.0>	<(-)>	<20.0>	<35.0>	<45.0>	<(-)>	<(-)>	<(-)>	<(-)>

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 < >内の数は、SE・SA対象者のうち、平成27年1月から5月の間に出院し特修短期処遇の対象者であった者の数又は構成比である。

3 37-1表(15-00-37-1)及び37-2表(15-00-37-2)参照。なお、37-1表は、平成27年1月から5月までの出院者については特修短期処遇対象者を除いた者を計上しているが、本表のSE・SA対象者は特修短期処遇対象者を含む。

次に、SE・SA対象者以外の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が43.3%と最も高く、次いで361～450日が39.8%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（長期処遇対象者）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分	総数	180日 以下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
人員	2,240	-	7	970	891	197	91	35	49
構成比 (前年の構成比)	100.0 (100.0)	- (-)	0.3 (0.4)	43.3 (43.4)	39.8 (40.5)	8.8 (8.3)	4.1 (3.7)	1.6 (1.2)	2.2 (2.5)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 36表 (15-00-36)参照

18 出院者の職業指導

平成27年における出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業指導を受けた者は出院者の96.2%に当たる2,771人である。

次に、職業指導を受けた者（96.2%）について、その内訳を見ると、農園芸が27.2%と最も多く、次いで職業生活設計指導及び情報処理がともに11.5%、溶接が10.6%、木工が9.6%の順となっている。

第19表 出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比

種 目	人員	構成比
総 数	2,879	100.0 (100.0)
木 工	277	9.6 (9.8)
陶 芸	256	8.9 (9.4)
農 園 芸	782	27.2 (33.7)
溶 接	306	10.6 (9.7)
職業生活設計指導	330	11.5 (4.2)
自動車整備	26	0.9 (0.7)
情報処理	330	11.5 (11.3)
電気工事	25	0.9 (0.7)
土木・建築	126	4.4 (3.5)
手 芸	90	3.1 (3.3)
伝 統 工 芸	39	1.4 (0.3)
給排水設備	11	0.4 (0.3)
介護福祉	30	1.0 (0.8)
そ の 他	143	5.0 (6.5)
な し	108	3.8 (5.9)

(注) 1 職業指導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 40表 (15-00-40) 参照

3 ()内の数は、前年の構成比である。なお、前年の構成比は、40表の注釈のとおり読み替えて算出している。

19 出院者の資格・免許

平成27年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の46.7%に当たる1,345人である。

次に、職業指導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の50.4%に当たる1,450人である。いずれも前年の構成比（関連のある資格・免許49.1%、関連のない資格・免許49.5%）から大きな変化は見られない。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業指導に関連のあるもの			職業指導に関連のないもの		
	人員	構成比		人員	構成比	
総 数	2,879	100.0	(100.0)	2,879	100.0	(100.0)
溶接技能者	368	12.8	(15.1)	95	3.3	(4.9)
珠算検定	5	0.2	(0.0)	392	13.6	(12.1)
自動車整備士	7	0.2	(0.3)	-	-	(0.0)
情報・通信技術、OA機器操作関連資格	280	9.7	(10.3)	13	0.5	(0.5)
電気工事士	14	0.5	(0.4)	-	-	(0.0)
危険物取扱者	79	2.7	(2.5)	256	8.9	(10.6)
大型特殊自動車運転免許	39	1.4	(1.5)	11	0.4	(0.1)
販売・サービス関係資格	12	0.4	(1.1)	4	0.1	(0.1)
事務関係資格	9	0.3	(0.1)	5	0.2	(0.0)
消防設備士	2	0.1	(0.1)	1	0.0	(0.0)
介護職員初任者研修修了	39	1.4	(0.8)	-	-	(-)
電気主任技術者	-	-	(-)	-	-	(-)
液化石油ガス設備士	3	0.1	(-)	-	-	(-)
配管技能士	-	-	(-)	-	-	(-)
造園技能士	5	0.2	(-)	-	-	(-)
建築大工技能士	-	-	(-)	-	-	(-)
その他	483	16.8	(16.9)	673	23.4	(21.1)
なし	1,534	53.3	(50.9)	1,429	49.6	(50.5)

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

2 「職業指導に関連のないもの」の「その他」は、中学校卒業程度認定試験、高等学校卒業程度認定試験（一部科目合格）及び高等学校卒業程度認定試験（認定試験合格）を含む。

3 42表（15-00-42）及び43表（15-00-43）参照

4 （ ）内の数は、前年の構成比である。なお、前年の構成比は、42表及び43表の注釈のとおり読み替えて算出している。